(4)　民間あっせん機関は、(1)から(3)までの同意を得るに当たっては、あらかじめ、これらにより同意を得なければならないこととされている者に対し、その置かれている状況等を勘案し、専門的な知識及び技術に基づいて、面会等の方法により相談に応じ、必要な情報の提供、助言その他の援助を十分に行わなければならないこととした。（第二七条第一〇項関係）

(5)　(1)から(3)までの規定は、民間あっせん機関が、これらの規定により同意を得なければならないこととされている者から、(1)から(3)までの同意を同時に得ることを妨げるものではないこととした。（第二七条第一一項関係）

(6)　(1)から(3)までの同意をした者は、養子縁組のあっせんに係る児童についてその養子縁組が成立するまでの間、いつでも、その同意を撤回することができることとした。（第二七条第一二項関係）

(六)　養子縁組のあっせんに係る児童の養育

民間あっせん機関は、養子縁組のあっせんに係る児童についての監護の権利を有する者から当該児童を委託された場合には、養親希望者が当該児童の養育を開始するまでの間、当該児童が適切に養育されるよう必要な措置を講じなければならないこととした。（第二八条関係）

(七)　縁組成立前養育

(1)　民間あっせん機関は、特別養子縁組に係る養子縁組のあっせんを受けることを養親希望者が希望する場合には、養親希望者に縁組成立前養育を行わせなければならないこととした。（第二九条第一項関係）

(2)　民間あっせん機関は、養親希望者に縁組成立前養育を行わせようとするときは、養親希望者から、次に掲げる事項等について、同意を得なければならないこととした。（第二九条第二項関係）

イ　民間あっせん機関から、(ニ)の(1)又は(2)による報告を行うための協力その他児童の監護の状況等を把握するための協力を求められたときは、その求めに応ずること。

ロ　民間あっせん機関から、(5)により縁組成立前養育の中止を求められたときは、当該縁組成立前養育を中止し、児童を民間あっせん機関に引き渡すこと。

(3)　民間あっせん機関は、縁組成立前養育が行われている場合には、養親希望者及び児童に対して面会の方法により相談に応ずること等により、適時かつ適切に縁組成立前養育における監護の状況等を把握するよう努めなければならないこととした。（第二九条第三項関係）

(4)　民間あっせん機関は、縁組成立前養育が行われている場合において、縁組成立前養育における監護の状況等を踏まえ、養親希望者と児童との間で養子縁組を成立させることが児童の最善の利益に適合すると認めるに至ったときは、養親希望者に対し、養子縁組を成立させるために必要な手続をとるよう指導及び助言を行うものとすることとした。（第二九条第四項関係）

(5)　民間あっせん機関は、次に掲げる場合には、養親希望者に対し、縁組成立前養育の中止を求めなければならないこととした。（第二九条第五項関係）

イ　縁組成立前養育における監護の状況等を踏まえ、養親希望者と児童との間で養子縁組を成立させることが児童の最善の利益に適合しないと認めるに至ったとき。

ロ　(五)の(3)の同意が撤回されたとき。

ハ　イ及びロに掲げる場合のほか、児童と養親希望者との間で養子縁組が成立する見込みがないこと等により、縁組成立前養育を継続させることが相当でないと認めるに至ったとき。

(八)　養子縁組の成否等の確認

民間あっせん機関は、その行った養子縁組のあっせんに関し、次に掲げる事項を確認しなければならないこととした。（第三〇条関係）

(1)　養子縁組を成立させるために必要な手続の開始の有無

(2)　児童と養親希望者との間の養子縁組の成否

(3)　(2)の養子縁組が成立した場合において、その成立の日から六月間における当該養子縁組に係る児童の監護の状況等

(九)　縁組成立前養育の中止に伴う児童の保護に関する措置

民間あっせん機関は、(七)の(5)により養親希望者に対して縁組成立前養育の中止を求めたときは、養親希望者から児童の引渡しを受けて、当該児童についての監護の権利を有する者に引き渡すこと、児童相談所に児童福祉法第二五条第一項の規定による通告を行うことその他の児童の保護のための適切な措置を講ずるものとした。（第三一条関係）

(一〇)　都道府県知事への報告

(1)　民間あっせん機関は、養親希望者との養子縁組のあっせんに係る契約の締結、縁組成立前養育の開始、(七)の(5)のイからハまでに掲げる事由、養子縁組を成立させるために必要な手続の開始又は児童と養親希望者との間の養子縁組の成否の確定が生じたときは、所要の事項を、一月以内に、都道府県知事に報告しなければならないこととした。（第三二条第一項関係）

(2)　民間あっせん機関は、養子縁組の成立の日から六月が経過したときは、その経過した日から一月以内に、その成立の日から六月間における児童の監護の状況等を都道府県知事に報告しなければならないこととした。（第三二条第二項関係）

(二)　養子縁組の成立後の支援

民間あっせん機関は、その行った養子縁組のあっせんについて、養子縁組の成立後において、養子となった者、養親となった者又は養子となった者の実父若しくは実母を支援するため、その求めに応じ、必要な情報の提供、助言その他の援助を行うよう努めるものとした。（第三三条関係）

(三)　その他

養親希望者等への情報の提供、秘密を守る義務等及び養子縁組あっせん責任者について所要の規定を設けることとした。（第三四条～第三六条関係）

4　雑則

(一)　指針

厚生労働大臣は、民間あっせん機関が適切に養子縁組のあっせんに係る業務を行うために必要な指針を公表するものとした。（第三七条関係）

(二)　その他

都道府県知事による指導及び助言、報告及び検査、養子縁組のあっせんに係る制度の周知、大都市等の特例等について所要の規定を設けることとした。（第三八条～第四三条関係）

5　罰則

(一)　2の(一)の許可を受けないで養子縁組あっせん事業を行った者は、一年以下の懲役又は一〇〇万円以下の罰金に処することとした。（第四四条第一号関係）

(二)　その他所要の罰則規定を設けることとした。（第四四条第二号～第四号及び第四五条～第四七条関係）

6　この法律の施行に関し必要な経過措置等を定めるとともに、関係法律について所要の規定の整備を行うこととした。（附則第二条、第三条、第五条及び第六条関係）

7　検討

(一)　民間あっせん機関による養子縁組のあっせんを受けて養子となった者に対する当該養子縁組のあっせんに関する情報の開示等の制度の在り方については、この法律の公布後三年を目途として、検討が加えられ、その結果に基づいて所要の措置が講ぜられるものとすることとした。（附則第四条第一項関係）

(二)　政府は、(一)に定める事項のほか、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとすることとした。（附則第四条第二項関係）